

## 2 役員報酬等

### (1) 常勤役員の役員報酬について

常勤役員の役員報酬については、理事会運営規程第4条(5)の定めにより、理事会において、審議決定することとなっています。

## 常勤役員退任手当支給規程

### (退任手当の支給)

第1条 常勤役員が任期の満了または辞任によって在職1年以上で退任（宮崎県知事より解任された場合を含む。以下同じ。）又は死亡したときは、退任手当を支給する。ただし、理事会によって解任され、退任手当支給を制限する決議がなされた場合は、この限りでない。

### (退任手当の額)

第2条 退任手当の額は、退任又は死亡時の報酬の月額に次に定める率を乗じ、これに在職月数を乗じて得た金額を支給する。

100分の25

2 前項の在任月数は、任命の月から退任又は死亡の月までとする。

### (慰労金の額)

第3条 退任手当を支給しない常勤役員で、在任中、特に功績があったと認められる者に対しては、前条の規定に準じて計算された金額の100分の30の範囲内において慰労金を支給することができる。ただし、第1条ただし書の場合を除く。

### (死亡による退任手当の支給)

第4条 死亡による退任手当は、これをその遺族に支給する。

2 前項の遺族とは、次に掲げる者をいう。

① 配偶者

② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡当時主としてその収入により生計を維持し又は生計を共にしていた者

③ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

3 死亡当時胎児であった者が出生したときは、これを前項第2号に規定する子とみなす。

### (死亡による退任手当を受けるべき遺族の順位)

第5条 退任手当を受けるべき遺族の順位は、前条第2項各号の順序による。

2 同条同項第2号又は第3号に掲げる者の間においては、当該各号に掲げる順序による。

3 前2項の場合において、同順位の者が2人以上あるときは、その人数によって等分する。ただし、父母及び祖父母については養父母及び養父母の父母を先にし、実父母及び実父母の父母を後にする。

4 退任手当を受けるべき遺族がない場合においては、その処分はその都度会長が決定する。

(死亡等による退任手当の特例)

第6条 業務上及び通勤上、死亡又は疾病となった役員に対する退任手当については、理事会の承認を得て支給額を増額することができる。

#### 附 則

この規程は、平成7年1月13日より施行する。

ただし、平成7年1月1日に遡及して実施する。

なお、昭和28年4月1日施行の「退職手当支給規程」は廃止する。

平成 8年 8月 1日改正

平成 9年 3月21日改正

平成10年 3月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

### 常勤役員賞与支給規程

(目 的)

第1条 常勤役員に対する賞与の支給は、この規程の定めるところによる。

(賞与の支給対象)

第2条 賞与は、支給基準日に在職する常勤役員に対し、支給基準日において現に受けている役員報酬月額を基準として支給する。

(支給時期)

第3条 常勤役員に対して、職員に支給する時期に賞与の支給を行う。

(賞与の額及び支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか賞与の額及び支給方法その他の賞与の支給に関し必要な事項は、会長が決定する。

#### 附 則

この規程は、平成 9年 4月 1日からこれを施行する。